

（購読者 各位）

『令和元年 警察組織関係法令』 補 遺

平成三二年四月二六日内閣府令第二三六号により警察法施行規則の一部が改正され、令和元年五月一日から施行されました。

つきましては、次に掲げるとおり、改正後の条文の改正箇所には傍線を付し、追加規定には二重傍線を付しましたので、大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を読み替えてご使用いただきますようお願い申し上げます。

東京法令出版株式会社

■二八頁・上段

（護衛第一課）

第二百二十六条 護衛第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 天皇、皇后及び皇子の護衛に関すること。

〔一・三 略〕

（護衛第二課）

第二百二十七条 護衛第二課においては、皇太子その他の内廷にある皇族（皇后及び皇子を除く。）の護衛に関する事務をつかさどる。

■二四二頁・上段

附 則

〔一～五 略〕

6|| 上皇及び上皇后に関しては、第二百二十三条第二号及び第二百二十九条に規定する事項については、皇族の例による。

7|| 第二百二十五条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

8|| 上皇護衛課においては、上皇及び上皇后の護衛に関する事務をつかさどる。

9|| 附則第七項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第一百七十七条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。